

平成 3 1 年 2 月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(2 月 1 4 日)

平成31年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成31年2月14日

午前10時 開議

1 出席議員

太田克彦	議員
亀田優子	議員
近藤恒史	議員
田島祥充	議員
原田周一	議員
馬場哉	議員
木村武壽	議員
丸山久志	議員
一瀬裕子	議員
上原敏	議員
熊谷佐和美	議員
西良倫	議員
信貴恵太	議員
松本義裕	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
岡本里美	議員
荻原豊久	議員
真田敦史	議員
鳥居進	議員
山崎恭一	議員
渡辺俊三	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
野田浩靖	事業部長
栗山淳彦	施設部長
越智広志	安全推進室長

山 田 達 也	会計管理者
杉 崎 雅 俊	事業部理事
福 西 博	施設部次長
川 島 修 啓	施設部次長
橋 本 哲 也	総務課長
別 所 尚 紀	総務課担当課長
花 畑 久仁浩	業務課長
池 本 篤 史	施設課長
川 戸 辰 也	クリーン２１長谷山所長
山 内 皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
馬 淵 武 志	エコ・ポート長谷山所長
親 見 善 人	グリーンヒル三郷山所長
田 中 真 宏	クリーンパーク折居担当課長

3 職務のため議場に出席した職員

木 下 敦	議会事務局長
西 原 健 志	総務課主事

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 1 号	城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5 議案第 2 号	城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6 議案第 3 号	平成 3 0 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 7 議案第 4 号	平成 3 1 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 8	休会について

5 会議に付議した事件

日程第 1 ～ 日程第 8

午前 1 0 時 0 2 分 開会

○真田敦史議長 おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。傍聴はありませんので、よろしくお願いいたします。

○真田敦史議長 皆さん、おはようございます。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。

ただ今の出席議員数は22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、2月定例会は成立いたしました。

これより平成31年2月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○真田敦史議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第199条第4項、同条第9項の規定による定期監査の結果並びに地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果3件につきましては、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧をお願いします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○真田敦史議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長において、近藤恒史議員、渡辺俊三議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○真田敦史議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月27日までの42日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は42日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○真田敦史議長 次に、日程第4、議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、平成31年2月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

議題の説明に入ります前に、ご報告させていただきたいと存じます。

先月27日、クリーンパーク折居において、施設運営受託会社、城南環境テクノロジー株式会社の運營業務協力会社であるH i t z 環境サービス株式会社の社員が業務中に死亡するという事案が発生しました。お亡くなりになられました方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

今回の事案につきましては、施設を設置、管理する組合としまして重く受けとめ、事故原因の把握に努めるとともに、引き続きモニタリング業務に万全を期してまいり所存でありますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第1号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第1号参考資料をご参照いただきたいと存じます。

本案は、当組合職員の給与について、平成30年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて、改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、議案参考資料の1枚目、2の改正の内容に記載のとおり、1つ目には、給料表でございますが、若年層に重点をおきまして、平成30年4月1日に遡及して、給料表の水準を平均0.19%の引き上げ改定を行うものでございます。

2つ目には、次のページの期末勤勉手当でございますが、勤勉手当について支給月数を年間0.05月分引き上げることとし、平成30年度については、12月期の支給月数を0.95月に引き上げるものでございます。また、平成31年度以降につきましては、6月期と12月期の勤勉手当に均等配分し、それぞれ0.925月とし、今回、期末手当につきましても、6月期と12月期に均等配分し、それぞれ1.3月といたすものでございます。

また、再任用職員の勤勉手当につきましては、年間で0.05月引き上げるものでございます。

資料2枚目に参考としまして、これまでの給与適性化の取り組みにつきまして、平成16年度からの経過をまとめております。

なお、改正項目につきましては、職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっているものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて

○真田敦史議長 次に、日程第5、議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第2号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第2号参考資料をご参照いただきたいと存じます。

本案は、専任副管理者の給与を一般職員の給与改定に準じて改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げることとし、平成30年度については、12月期の支給月数を1.775月に引き上げ、平成31年度以降につきましては、6月期と12月期に均等配分し、それぞれ1.675月といたすものでございます。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 平成30年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)

○真田敦史議長 次に、日程第6、議案第3号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第3号、平成30年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)の提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、毎年度この時期に行っております、歳入歳出の増減調整により市町分担金を精算するものであり、歳入では、衛生手数料及び資源化物等の売払収入などの増減調整や平成29年度決算剰余金を追加計上し、歳出では事業の執行過程に伴います契約減など年度末までの過不足の調整を行うものでございます。

これらの増減調整の結果、構成市町の分担金については、2億6,157万6,000円の減額となっております。

補正額は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,719万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ44億5,668万4,000円といたすものでございます。

補正予算の概要につきましては、別冊の議案第3号参考資料によりまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

まず、1枚目、歳入の主な補正内訳でございますが、使用料及び手数料では、事業系ごみの搬入量の増加などにより、484万1,000円を増額しております。

次に、財産収入では、アルミ・ペットボトルなどの資源化物の売却量が増加いたしておりますことなどにより、合計では1,006万5,000円を増額しております。

次に、中段、繰越金でございますが、平成２９年度決算剰余金について、１億６３８万円を計上いたしております。

一方、歳出でございますが、主な補正予算の内訳といたしまして、１枚目の裏面、人件費では、一般職員数の減員に伴います職員給与費の減や人事院勧告に伴う職員給与費の増などの増減調整等によりまして、差し引き５，９７３万１，０００円の減額となっております。

次に物件費では、各工場の修繕料や各種委託料等の入札による契約減など効率的な執行に努めましたことにより、合計では７，９０４万２，０００円の減額となっております。

次に、普通建設事業費では、各工場の改修整備工事の契約減など、合計では４，７１２万４，０００円の減額となっております。

最後に、積立金では財政調整基金積立金等として、５，３２６万６，０００円を計上いたしております。これは、地方自治法及び地方財政法の規定により、平成２９年度決算剰余金の２分の１を下らない額を積み立てるものが主なものでございます。

以上の要因によりまして、歳出総額としては、１億３，７１９万７，０００円を減額するものでございます。

分担金以外の歳入の増及び歳出の減によりまして、市町分担金につきましては、１枚目、歳入内訳最上段のとおり、総額２億６，１５７万６，０００円を減額し、市町分担金負担割合の定めに基づきまして、精算をするものでございます。

以上が、補正予算の主な内容でございますが、これらの内容を議案第３号として補正予算を編成いたしております。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第３号を採決いたします。

議案第３号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○真田敦史議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 平成31年度城南衛生管理組合一般会計予算

○真田敦史議長 次に、日程第7、議案第4号、平成31年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第4号、平成31年度城南衛生管理組合一般会計予算の提案理由のご説明を申し上げます。

平成31年度の予算を編成するに当たりましては、別冊の議案第4号参考資料、平成31年度当初予算案の概要1ページに記載いたしておりますとおり、組合運営の基本方針でございます安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、さらなる循環型社会の構築の3つの方針のもと、旧折居清掃工場の解体及び跡地整備工事を完了させるとともに、廃棄物処理施設の計画的整備及び適正な維持に努め、安定した廃棄物処理事業を継続するため、ごみ中継施設の基本計画の策定や本庁管理棟建て替え移転に向けた準備を進めることなど、将来の廃棄物処理事業に万全を期するための計画を推進していくとともに、広域行政のスケールメリットを発揮し、市町と協同して、さらなるごみの適正処理・減量・再資源化事業を推進することなど、7つの取り組み施策を中心に事業を進めることといたしており、これに必要な予算を計上いたしましたところでございます。

事業の必要性や有益性を厳しく精査し、従来の手法の見直しや選択と集中を徹底することにより、限られた財源を最大限有効に活用することで市町分担金の負担の軽減を図り、効率的、効果的な予算といたしております。

平成31年度の予算の特徴といたしましては、旧折居清掃工場解体撤去跡地整備工事におきまして、石綿含有塗材の除去による事業費増により、建設事業費が3億1,106万5,000円増額しております。

また、人件費について、一般職員数が減員したことや定年退職者等の人数が減少したことなどにより、総額で1億2,256万3,000円減少しております。

し尿収集経費では、転廃業助成金が発生しなかったことにより、7,537万9,000円減少しましたこと、クリーンピア沢につきましては、平成30年度から実施している下水道排水に係る処理経費の減や老朽化対策の修繕料の減などにより6,862万1,000円減少いたしましたことなどの増減要因によりまして、平成31年度歳入歳出の予算総額は、46億3,523万9,000円で、前年度比較で0.9%、4,135万8,000円の増加となっております。

一方で、事業費を賄います市町分担金は、32億6,178万8,000円で、前年度比較で4.2%、1億4,284万6,000円の減少となっております。

議案参考資料15ページ、事業費及び分担金の推移のグラフのとおり、市町分担金につきましては、平成21年度までは40億円台の分担金規模で推移しておりましたが、近年については、おおむね30億円台の前半で推移しており、これまで取り組んでまい

りました行財政改革の累積効果が一定寄与されたものとなっております。

以上の内容につきまして、平成31年度一般会計予算書及び予算説明書のとおり編成をいたしたところでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により議長において、亀田優子議員、田島祥充議員、原田周一議員、丸山久志議員、上原敏議員、西良倫議員、信貴恵太議員、池田輝彦議員、岡本里美議員、鳥居進議員、渡辺俊三議員、以上の11人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました予算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時30分 再開

○真田敦史議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました予算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には田島祥充議員が、副委員長には丸山久志議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げます。

日程第8 休会について

○真田敦史議長 次に、日程第8、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、2月15日から3月26日までの40日間を休会いたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、2月15日から3月26日までの40
日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは3月4日午後5時までとなっておりますので、ご承
知おきを願います。

次回は3月27日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 真田 敦史

副議長 熊谷佐和美

議 員 近藤 恒史

議 員 渡辺 俊三

第 2 号

(3 月 2 7 日)

平成31年2月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成31年3月27日

午前10時 開議

1 出席議員

太田克彦	議員
亀田優子	議員
近藤恒史	議員
田島祥充	議員
原田周一	議員
馬場 哉	議員
木村武壽	議員
一瀬裕子	議員
上原 敏	議員
熊谷佐和美	議員
西 良 倫	議員
信貴惠太	議員
松本義裕	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
岡本里美	議員
荻原豊久	議員
真田敦史	議員
鳥居 進	議員
山崎恭一	議員
渡辺俊三	議員

欠席議員 丸山久志 議員

2 説明のため出席した者

山本 正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
野田浩靖	事業部長
栗山淳彦	施設部長

越 智 広 志	安全推進室長
山 田 達 也	会計管理者
杉 崎 雅 俊	事業部理事
福 西 博	施設部次長
川 島 修 啓	施設部次長
橋 本 哲 也	総務課長
別 所 尚 紀	総務課担当課長
花 畑 久仁浩	業務課長
池 本 篤 史	施設課長
川 戸 辰 也	クリーン２１長谷山所長
山 内 皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
馬 淵 武 志	エコ・ポート長谷山所長
親 見 善 人	グリーンヒル三郷山所長
田 中 真 宏	クリーンパーク折居担当課長

3 職務のため議場に出席した職員

木 下 敦	議会事務局長
西 原 健 志	総務課主事

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	一般質問
日程第 3	議案第 4 号 平成 3 1 年度城南衛生管理組合一般会計予算
日程第 4	議案第 5 号 専任副管理者の選任同意を求めるについて
日程第 5	閉会中継続調査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第 1 ～ 日程第 5

午前 1 0 時 0 1 分開議

○真田敦史議長 おはようございます。

会議前に、ご報告をいたします。

丸山議員より欠席の届け、秋月議員より遅刻の届け出が出ておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席議員数は 2 0 名でございます。既に定足数に達しておりますので、これより平成 3 1 年 2 月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告について

○真田敦史議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果1件につきまして、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧をお願いします。

次に、議案第4号、平成31年度一般会計予算の参考資料に記載誤りがあり、正誤表を配付しておりますので、ご覧をお願いします。

日程第2 一般質問

○真田敦史議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

山崎議員。

○山崎恭一議員（登壇） クリーンパーク折居における死亡事故について、一般質問を行います。

2019年1月27日午前1時、クリーンパーク折居において異常警報が発報、1人で対応に向かった職員が29分たっても戻らないので別の職員が現場に行くと、先の職員はうつ伏せに倒れており、午前3時頃に死亡が確認されました。

この職員は、城南衛生管理組合からDBO方式で設計・建設・管理運営の業務委託を受けているSPC、城南環境テクノロジー株式会社の業務運営協力会社であるHitz環境サービス株式会社の50歳の社員でした。いうなれば、組合から見て下請けの下請け、孫請けともいべき社員でした。死因はクモ膜下出血とされていますが、作業内容との関連性については不明です。

この事故について、労働環境に問題があったのではないかと。現場で働く孫請け会社の社員の権利状況、安全対策に問題がなかったのかについてお尋ねをいたします。

深夜の異常警報に対する対応業務は、しばしば日に七、八回も発生する、いわば常態業務でしたが、作業マニュアルには記載がなかったとのこと。さらに、死亡した職員はヘルメットを着用しておらず、防じんマスクもなし、作業台には転落防止の安全ベルトもありませんでした。さらに、深夜の危険も伴う作業を1人で行っていました。その職員は、当日には発熱など体調不良を訴えていました。担当チームは4人ですが、異常警報対応作業は重労働で嫌がる職員もいるため、死亡した職員がいつも1人で対応していたということです。当時の状況がこういうものであったということですが、そのとおりでしょうか。

この作業は通常は15分くらいで解決できるようですが、番線などが絡んだため、1時間ほどかかったこともあるそうです。作業環境や対応がこのように安全性の問題のある状況であったことを、組合は把握していましたか。組合とSPCの間では、当該業務に関してどのような契約、または協定となっていましたか。当該事件は労働災害と認定されていますか。単なる病気によるものとされているんですか。

この異常警報は、灰押出装置の灰の渋滞を知らせるものですが、最新鋭工場で日に何度も警報が鳴って、そのたびに1人で灰押し出し作業をしていました。その作業はかなりの重労働で、昨年4月の操業開始以来、数カ月で1人の職員がばね指という障害を起こし、当該作業ができなくなって異動になりました。その事態を組合は把握していましたか。

作業の問題点は2017年の試運転時にも現場の職員から指摘をされていたといいますが、組合にそのことは届いていましたか。届いていた、把握をしていたというなら、城南環境サービスまたはHitz環境サービスに対して、改善指示または協議は行っていたのですか。把握していなかったというなら、城南環境サービス側の報告義務違反ではないでしょうか。

以上、第1問目。

○真田敦史議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長（登壇） ご質問にお答えいたします。

灰押出装置の渋滞警報は、日によって多いときもありますが、1日当たり平均で2.5回の発生であり、作業内容は残留し堆積した灰を除去するといった単純な作業であるため、特に作業手順書としては定めておりませんでした。当時、ヘルメット、防じんマスクを未着用であったことは事実ですが、運営受託者であるSPC、城南環境テクノロジー株式会社は、労働安全衛生管理規定において、現場に出向くときにはヘルメットを必ず着用することを明記しており、従業員に周知徹底を図っております。また、灰の除去作業につきましては、当該被災者のみが常時行っていたわけではないと聞いております。

次に、作業環境については、SPCは月1回の安全衛生会議を開催し、組合はその内容をモニタリング会議で報告を受けています。また、組合とSPCで月1回の合同パトロールを実施する中で、この作業内容については承知しておりましたが、通常の日常業務の範囲のものであると認識しておりました。

当組合とSPCの関係につきましては、設備の維持補修、運転業務、測定管理などを長期包括運営委託として一括した契約としており、当該業務のように個々の業務内容まで定めた契約内容とはなっておりません。また、被災された方の死因につきましては、死体検案書によればクモ膜下出血とされており、作業内容との関連性については不明であります。

なお、労働災害の認定につきましては、現在も労働基準監督署で審査中と聞いております。

次に、ばね指に関する質問ですが、Hitz環境サービス株式会社の従業員でばね指の症状を発生したことは承知しておりますが、症状にかかわる作業は今回の事故における作業とは異なるものであり、このばね指の症状の申し入れがあった作業につきましては、SPCが自主的に設備改善を行い、この作業は不要となっております。

以上であります。

○真田敦史議長 山崎議員。

○山崎恭一議員 この作業は当該職員が1人でやっているわけではないとおっしゃいました。正確に言うとそうかもしれません。主に彼がやっていた。これは重労働でしんどい、夜中から嫌やと言ってやらない職員もいた。4人チームの中で主に彼がやっていて、それ以外の人がやることもあったというぐらいが正確な事態ではないかと思っています。

また、個々の業務内容まで把握するという契約内容にはなっていないというご答弁でしたが、私は、個々の業務という問題ではなくて、安全対策上課題があった。ですから、これは協議をすべき課題だというふうに思います。

また、労災とされるかどうかという問題ですが、業務中の死亡事故事例であります。安全管理という問題で、作業中の事故による死亡ということには確定はしないだろうと思います。おそらく、クモ膜下出血になって転落したのか、転落してクモ膜下出血が起きたのかというのはわからないだろうと私も思います。ただ、安全管理という問題と、発熱や体調不良を訴えていたわけですから、深夜労働でもありますし、健康管理という面でやはり課題があったことは明らかであり、労基局が判断をするんですが、組合としても労災という方向で調整をされるのが私は妥当ではないかと思っています。

ばね指の事件と今度の事故とは関係がないと、こうおっしゃいます。確かに、ばね指事故以降、少し業務は変わっていますが、つまり、ばね指を起こすような重労働だったということをおっしゃりたいので、事例に挙げたわけでありまして。当該の方も、単純労働だといいますが、私ども現場を見にいきましたが、大きく開いた灰の固まっているところに、こう落としたり、こう上からかき落としたりする手作業です。15分ぐらいで順調ならできる。ただ、大きな番線が絡んだりすると1時間ぐらいかかることもあるというんですから、行ってみないとわからない面もあります。

日に平均すると2.5回の発生だとおっしゃいました。私が聞いているのではもうちょっと多いような感じですが、要するに全く起こらない日はないということで、多い日はやっぱり7回、8回とあるわけです。これは昼間も起こるんですが、こういうことですから、かなりの重労働で、それを嫌がる職員がいるというぐらいの、そんな内容だったということだと思います。

今回の事故後の対処として、組合とHitz環境サービスは、油圧シリンダーを使った灰の除去をする、そのことで扉をあけての手作業は半減したとご報告がありました。手作業の場合は2人で行うということにも改善がされました。仮設作業台を設置して、これに安全ベルトをつけられるような形にして転落防止の装置もつけるなど、作業環境を整えるなど改善策を実施いたしました。こうした改善が早くに実施をされていたら、今回の事故をひょっとすると防げたかもしれないという思いが残ります。

Hitz環境サービスの現場職員は、試運転時から問題点を指摘し改善を求めているそうですが、Hitz環境サービスは取り合っておりません。現場の声が改善に結びつかなかったことの問題点をどのように見ているのでしょうか。環境職場から、現場職員から組合に直接声を届けられることもできるようにするとか、SPCの城南環境テクノロジー株式会社やHitz環境サービス株式会社から、現場から上がった声とその対応について報告を求めるとか、改善が必要な問題があるのではないのでしょうか。

○真田敦史議長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長（登壇） ご質問にお答えします。

当組合とSPCとの関係につきましては、設備の維持保守、運転業務、測定管理などを長期包括運営委託として一括した契約としており、安全衛生に係る管理、作業環境の向上などについても、基本的にSPCの責任において行われるものであります。

組合としましては、SPCに対して、日々、安心安全な運転、作業環境の向上を図るよう指示したところであり、再発防止の徹底に努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○真田敦史議長 山崎議員。

○山崎恭一議員 再び不幸な事故を起こさないよう再発防止に取り組まれるということで、具体的な改善案についても予算委員会等でもご報告がありました。それは私は大きな一歩ではあるというふうに思っています。

ただ、DBO方式だとかPFI方式、こういう未開拓の方式が検討される場合に、絶えずその理由として挙げられるのが2つ、経費としてその方が安くつくという問題と、民間のノウハウを活用できるという問題がしばしば報告をされます。ただ、このことは懸念をされる事象ともつながっています。

経費の問題では、どうしても収益は上がる、組合が直接やるより民間会社がやる方が安くつくという原因の基本的なところは、人件費の差にあります。下請け、孫請けといくと随分給与水準が下がっていきます。そのことがまたさまざまな問題を起こすという問題が1つ。もう1つは、収益をさらに上げようとする、どうしても削られがちなのが安全対策だということに、これはしばしば事例としてあります。今回の問題がそれそのものだったかどうかはまだはっきりしませんが、その懸念は残っています。

民間のノウハウを活用するという問題でいうと、そのことでどんどんハイテク化していく焼却炉に、衛管の職員や衛管の組織全体が完全にコントロール、管理しにくくなる、ついていけなくなる、こういう懸念も起こります。この2つの問題が、SPC方式、DBO方式には絶えずつきまといっているんだという、その緊張感を持って不断にチェックをされながら、また、その懸念を補うようなさまざまな工夫もしながら、組合とSPCの間で協議が行われる。先ほどからモニタリング会議の話が出ていましたが、パトロールもしているんだよという話ですが、この問題についても、もう一歩突っ込んだ、緊張感を持った日常対応が必要ではないかと思います。

こういう問題をチェックしていくことが組合の責務でもありますし、また当議会としても、このことについては不断に情報を収集し、こういう場で論議もするなどして、一緒に努力をしていくべきだ、それは議会の責任だというふうにも考えています。

今回の事象、まだ完全にケリがついたわけではありません。引き続きお取り組みをいただきますようお願い申し上げます。

最後に、今議会で竹内専任副管理者をはじめ幹部職員の方が何人もちょうど退任の時期、今期で退任をされる、こういうことをお聞きいたしました。この数年間、当組合は順調に進んでいる反面、また波乱の多い期間でもあったかなというふうに思っております。まことにお疲れさまでございました。ありがとうございました。

以上、終わります。

○真田敦史議長 これにて一般質問を終結いたします。

○真田敦史議長 次に、日程第3、議案第4号、平成31年度城南衛生管理組合一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

田島祥充予算特別委員会委員長。

○田島祥充議員（登壇） おはようございます。

ただ今議題となりました議案第4号、平成31年度城南衛生管理組合一般会計予算についての予算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は去る2月14日の本会議において設置をされ、平成31年度城南衛生管理組合一般会計予算の審査を付託されました。同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私が、副委員長には丸山久志議員さんが選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、2月22日に招集し、説明には、正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長、各施設長の出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って、審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費並びに総務費、公債費、予備費については一括をして、次に衛生費について、次に歳入については全款を一括して審査を行い、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。

審査の中で出されました主な質疑、答弁、要望等については、予算特別委員会審査記録を各議員のお手元に配付しておりますので、ご覧おき願いたいと思います。

次に、審査の結果であります。第4号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全会一致をもちまして、第4号議案を原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映をされ、管内住民の期待と要望に応えていかれるよう切に希望するものでございます。

また、当日は、各委員におかれましては、終始ご熱心なご審査をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

また、あわせて、本日欠席されておりますが、丸山副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めて御礼を申し上げます。

以上で報告を終わります。

○真田敦史議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。第4号議案は、委員長の報告どおり原案のとおり可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 専任副管理者の選任同意を求めるについて

○真田敦史議長 次に、日程第4、議案第5号、専任副管理者の選任同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

ただ今議題となりました議案第5号、専任副管理者の選任同意を求めるについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現専任副管理者の竹内啓雄氏の任期が平成31年3月31日で満了し、退任の申し出を受けておりますことから、新たな専任副管理者の選任同意をお願いいたすものでございます。

このたび選任のご同意をお願いいたします野村賢治氏は、昭和56年4月に京都府に奉職以来、商工部、中丹広域振興局などを経まして、商工労働観光部の総合就業支援室長、雇用政策監を歴任し、現在、中丹広域振興局長の要職を務めておられ、広域の地域課題の解決や地域づくりの役割を担っておられます。

当組合は半世紀を超える歩みの中で、3市3町住民の皆様の生活環境の向上と公衆衛生の保全を目的に、広域行政としてのスケールメリットを発揮し、安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、さらなる循環型社会の構築の3つの基本方針のもと、廃棄物の適正処理と各処理施設の計画的整備を行ってまいりました。

今後も、クリーンパーク折居などの整備、稼働に続き、ごみ中継場の更新をはじめとした廃棄物処理施設の計画的整備更新などの主要事業を進め、さらなるごみの減量化、再資源化に積極的に取り組むとともに、行財政改革を進め、安定した行財政基盤を確立していくこととしております。

こうしたときに、これまでの成果を引き継ぎ、組合運営の新たな展開を担う人材として、京都府に後任者の推薦をお願いしておりましたところ、今般ご同意をお願いしております野村氏の推薦をいただいたところでございます。

私も先日、野村氏と多岐にわたりましてお話をし、城南衛生管理組合の専任副管理者としてふさわしい経験と識見、さらに、堅実な人柄を確認させていただいたところでございます。

これまで培われました行政手腕を遺憾なく発揮いただき、正副管理者の補佐役としての役割を果たしていただけるものと考え、本組規約第10条第3項の規定により、本案を提案いたしますのでございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案はこれに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第5号はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○真田敦史議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 閉会中継続調査の申し出について

○真田敦史議長 日程第5、閉会中継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成31年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして管理者からご挨拶がありますので、しばらくお待ち願います。
山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） 平成31年2月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成31年度一般会計予算をはじめ、本日提案をさせていただきました議案につきまして、いずれもご可決、ご同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

平成31年度は、新たな体制でごみ中継場の更新に向けました基本計画などの策定や廃棄物処理施設の計画的整備を進めるなど、安定した廃棄物処理事業を維持継続するため、職員一丸となり取り組んでまいり所存でございます。

また、あわせて地方財政の状況が厳しい中、今後も創意工夫を凝らしながら、住民感覚に沿った組合運営を着実に進めてまいりたいと存じております。

さらに、議員各位からいただきましたご意見、ご指導を念頭に置きながら、構成市町と緊密に連携し、安心安全な廃棄物処理事業の推進により万全を期し、管内住民の生活環境を守る本組合の基本使命をしっかりと果たし、住民の皆様の信頼と安心を一層得られますよう、職員ともどもさらなる努力を続けてまいりたいと存じております。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後とも当組合行政へのより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく統一地方選挙が執行されますが、立候補なされる議員におかれましては、ご当選の栄に輝かれますよう、ご健闘をお祈り申し上げます。

また、ご勇退をされます議員におかれましては、今日までのご厚情に感謝を申し上げますとともに、ますますのご健勝をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○真田敦史議長 ありがとうございます。

次に、3月31日付をもちまして退職されます竹内啓雄専任副管理者から、議員の皆さんにご退任のご挨拶をしたいと申し出があります。お受けしたいと思います。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者（登壇） 議長のお許しを得て、退任に当たりご挨拶をする機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、平成23年4月に専任副管理者を拝命し、2期8年を務めさせていただきました。その職務を全うできたとはとても言えませんが、環境行政も廃棄物に関する知識・経験もないに等しかった私が、何とか今日の日を迎えることができたのも、議長、副議長様をはじめ議員の皆様のご理解とご指導のおかげであり、今日までにいただきましたご厚情に心から感謝申し上げる次第でございます。

3市3町による共同処理の理念と安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、さらなる循環型社会構築の推進という組合の基本方針に基づきまして、住民生活の向上と公衆衛生の保全のため、山本管理者、各副管理者のご指示のもと、一日も欠かすことなく、廃棄

物を適正に処理するという組合の使命を果たすべき職務に当たってまいりました。

しかしながら、振り返りますと、折居清掃工場におきます不適切なデータ処理をはじめとし、コンプライアンスに反した事案が相次ぎ、組合の信頼を大きく損ないましたことは改めておわび申し上げ、今なお胸に刻まなければならないことと思っております。

また、委託業務において、会社従業員の方が死亡され、あるいは大けがをされるということがありましたことは、施設を設置管理する組合の責任者の一人として重く受けとめるとともに、安心安全な工場運営には限りない努力が不可欠であることを肝に命じた次第であります。

この８年間の大方が、その信頼回復や事故防止に向け、職員とともに全力で取り組んできたものではありましたが、そうした中でも、リサイクルセンター長谷山の整備によるプラスチック製容器包装の資源化、折居清掃工場の更新施設、クリーンパーク折居の新規稼働、し尿処理方式の全量下水道排水への移行など、懸案の事業を計画的に進めることができ、また、ごみ中継施設の更新、本庁管理棟の建て替え移転についても今後に道筋をつけることができ、組合の事業発展にいささかなりとも貢献できましたことは大きな支えでありました。改めて、議員の皆様のご事業推進へのご理解、ご支援に対し、お礼を申し上げる次第でございます。

今日、地球レベルとなった環境問題や依然として厳しい国や地方自治体を取り巻く行財政環境を考えれば、今後の組合運営にもこれまで以上の課題や困難が待ち受けているものと思っております。施設の大規模改修や更新、将来を見据えた行財政運営の確立など、まだまだしなければならない多くの仕事を残してのことではありますが、半世紀を超える組合の歴史の一翼に携わることができましたことを大きな喜びとし、区切りとさせていただくことといたしました。

城南衛生管理組合が今後とも管内環境行政の司令塔として、ますますその役割を発揮し、住民の皆様の期待に応えられることを願いますとともに、議員各位のますますのご健勝とご多幸を、また３市３町のますますのご発展を願いまして、退任に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○真田敦史議長　ありがとうございました。

午前１０時３８分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 真田 敦史

副議長 熊谷佐和美

議 員 近藤 恒史

議 員 渡辺 俊三

議 案 第 1 号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 4 日 提 出

城南衛生管理組合
管理者 山 本 正

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例（案）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭和 37 年城南衛生管理組合条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 90」を「100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「100 分の 42.5」を「100 分の 47.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200

19	167, 200	225, 000	257, 100	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
20	168, 700	226, 600	258, 900	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
21	170, 100	228, 000	260, 500	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
22	172, 800	229, 700	262, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
23	175, 400	231, 300	264, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
24	178, 000	232, 900	265, 700	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
25	180, 700	234, 000	267, 600	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	182, 400	235, 500	269, 500	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	184, 000	236, 900	271, 300	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	185, 700	238, 200	273, 100	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
29	187, 200	239, 500	274, 800	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	188, 900	240, 700	276, 700	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	190, 700	241, 700	278, 600	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	192, 400	242, 900	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	194, 000	244, 200	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	195, 400	245, 300	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	196, 900	246, 500	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	198, 400	247, 800	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	199, 700	248, 700	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	201, 000	250, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	202, 200	251, 500	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	203, 500	252, 900	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	204, 800	254, 300	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	206, 100	255, 700	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	207, 400	257, 100	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	208, 700	258, 400	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	209, 800	259, 600	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	211, 100	260, 900	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	212, 400	262, 300	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	213, 700	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	214, 800	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	215, 900	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	216, 900	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	218, 000	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800

53	219, 100	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	220, 100	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	221, 000	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	222, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	222, 400	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	223, 300	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	224, 100	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	224, 900	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	225, 600	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	226, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		

87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600	381, 500			
95		295, 200	343, 100	381, 900			
96		295, 600	343, 500	382, 300			
97		295, 800	343, 700	382, 600			
98		296, 100	344, 100	383, 100			
99		296, 500	344, 500	383, 500			
100		296, 900	344, 800	383, 900			
101		297, 100	345, 100	384, 200			
102		297, 400	345, 500				
103		297, 800	345, 900				
104		298, 100	346, 300				
105		298, 300	346, 800				
106		298, 600	347, 200				
107		299, 000	347, 600				
108		299, 300	348, 000				
109		299, 500	348, 500				
110		299, 900	348, 900				
111		300, 300	349, 200				
112		300, 600	349, 500				
113		300, 800	350, 000				
114		301, 000	350, 400				
115		301, 300	350, 700				
116		301, 700	351, 000				
117		301, 900	351, 500				
118		302, 100	351, 900				
119		302, 400	352, 200				
120		302, 700	352, 500				

	121		303,100	353,000				
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第 2 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」を「100 分の 130」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 80」」を「「100 分の 130」とあるのは「100 分の 72.5」」に改める。

第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 92.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（給与条例第 1

7 条 の 4 第 2 項 の 改 正 規 定 に 限 る 。) に よ る 改 正 後 の
給 与 条 例 の 規 定 は 、 平 成 3 0 年 1 2 月 1 日 か ら 適 用 す
る 。

(給 与 の 内 払)

3 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 給 与 条 例 の 規 定 を 適 用
す る 場 合 に は 、 第 1 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 給 与 条 例
の 規 定 に 基 づ い て 支 給 さ れ た 給 与 は 、 第 1 条 の 規 定 に
よ る 改 正 後 の 給 与 条 例 の 規 定 に よ る 給 与 の 内 払 と み な
す 。

4 前 項 に 定 め る も の の ほ か 、 こ の 条 例 の 施 行 に 関 し 必
要 な 事 項 は 、 管 理 者 が 別 に 定 め る 。

提 案 理 由

国 家 公 務 員 の 給 与 に 関 す る 人 事 院 勸 告 に 準 じ 、 本 組 合
職 員 の 給 与 の 改 定 を 行 う た め 、 本 案 を 提 案 す る も の で あ
り ま す 。

議 案 第 2 号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 4 日 提 出

城南衛生管理組合
管 理 者 山 本 正

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提 案 理 由

一 般 職 員 の 給 与 改 定 に 準 じ 、 期 末 手 当 支 給 月 数 に つ い
て 所 要 の 改 正 を 行 う た め 、 本 案 を 提 案 す る も の で あ り ま
す 。

議案第5号

専任副管理者の選任同意を求めるについて

下記の者を専任副管理者に選任いたしたく、城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）第10条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年3月27日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

記

氏 名	野 ^の 村 ^{むら} 賢 ^{けん} 治 ^じ
生年月日	昭和33年7月25日
住 所	京都府宇治市琵琶台1丁目2-67

提 案 理 由

平成 3 1 年 3 月 3 1 日に本組合専任副管理者の任期が満了することとなるため、城南衛生管理組合規約第 1 0 条第 3 項の規定により、本組合専任副管理者の選任について議会の同意を求めるものであります。